

# 特定非営利活動促進法等の改正に伴う留意事項

令和3年6月9日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)」が施行されました。これに伴い関係規定が改正されましたので、以下のことにご留意ください。

## 申請書等様式内の押印廃止

所轄庁に提出するNPO法関係申請書等様式から「印」が削除され、押印不要となります。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(令和3年山形県規則第51号、R3.6.8公布、R3.6.9施行))

これに伴い、役員就任承諾及び誓約書、総会議事録等の謄本の原本証明が不要となります。

※ 今回の押印の見直しは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく事務についてであり、法務局での登記手続きや税務関係の手続き等では取扱いが異なる場合がありますので、詳細については各機関にお問い合わせください。

## 縦覧期間等の短縮

- ・設立・定款変更・合併の認証申請の必要書類の縦覧期間が短縮されます。(1ヶ月→2週間)
- ・申請書や添付書類に不備がある場合の補正期間が短縮されます。(2週間→1週間)

(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号、R2.12.9公布、R3.6.9施行))

## 住所等を公表等の対象から除外

以下について、個人の住所・居所の記載部分を公表等の対象から除外します。

- ・請求があった場合にNPO法人(認定・特例認定)が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」
- ・設立・定款変更・合併の認証申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
- ・請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」「社員名簿」

(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号、R2.12.9公布、R3.6.9施行))

## 認定・特例認定NPO法人の皆さんへ（提出書類の変更）

※ 令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用

- ・「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とします。なお、引き続き「書類の作成」「事務所への備え置き」「事務所における閲覧」については、義務とされます。
- ・「役員報酬規程」「職員給与規程」について、既に提出されているものから、内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出を不要とします。

(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号、R2.12.9公布、R3.6.9施行))

- ・役員等に対する報酬等の状況を記載した書類は、毎事業年度の提出が必要になります。

(特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第33号、R3.5.31公布、R3.6.9施行))

- 特定非営利活動促進法や関係規定の改正について、詳細・最新情報は「内閣府NPOホームページ」や「山形発 ボランティア&NPO情報ページ」をご覧ください。  
<https://www.npo-homepage.go.jp/>      <http://ipage.yamagata-npo-volunteer.net/>